鳴門教育大学科目等履修生規則

平成１６年　４月　１日
規則第　　３０　　号
改正　平成１７年３月１４日規則第１６号

（趣旨）

第１条　この規則は，国立大学法人鳴門教育大学学則（平成１６年学則第１号。以下「学則」という。）第９４条の規定に基づき，科目等履修生について，必要な事項を定める。

（入学の時期）

第２条　科目等履修生の入学の時期は，学年又は学期の始めとする。

（入学資格）

第３条　学部の科目等履修生の入学資格は，学則第３５条の規定を準用する。

２　大学院の科目等履修生の入学資格は，学則第６２条の規定を準用する。

（入学の出願）

第４条　入学を志願する者は，次の各号に掲げる書類に検定料を添えて，学長に願い出なければならない。

(1) 入学願書（別記様式第１号）

(2) 最終出身学校の卒業（修了）証明書及び単位修得証明書

(3) 現に勤務をしている者は，入学の同意書（別記様式第２号）

(4) その他鳴門教育大学（以下「本学」という。）が必要と認める書類

２　前項の規定にかかわらず，現職教育のため任命権者の命により派遣される者については，前項第２号及び第３号の掲げる書類に代えて，任命権者の推薦書を提出するものとする。

３　出願期間は，次のとおりとする。

前期　２月１０日から３月１０日まで

後期　８月　１日から８月３１日まで

（入学者の選考）

第５条　入学者の選考は，授業担当教員の了承を得たものについて学校教育学部教務委員会又は大学院学校教育研究科教務委員会において行うものとする。

２　前項の選考は，前条第１項及び第２項の書類により行うものとする。

（入学手続及び入学許可）

第６条　前条の入学者選考に合格した者は，所定の期日までに，別に定める書類を提出するとともに，入学料を納付しなければならない。

２　学長は，前項の手続を完了した者に入学を許可する。

（履修期間）

第７条　履修期間は，入学を許可された年度内とする。ただし，引き続き履修を希望する者は，通算して４年の範囲内で許可を得て，この期間を延長することができる。

（履修制限）

第８条　１年間に履修できる授業科目の単位数は，学部の場合は１６単位以内とし，大学院の場合は８単位以内とする。

２　授業科目によっては，履修を許可しない場合がある。

（単位の授与）

第９条　授業科目を履修し，その試験に合格した者には，所定の単位を与える。

２　前項の規定により修得した単位については，本人の請求により単位修得証明書を交付する。

（検定料，入学料及び授業料）

第１０条　検定料，入学料及び授業料の額は，本学が別に定める。

２　科目等履修生は，履修しようとする授業科目の単位に相当する授業料の額を各学期の当初の月に納付しなければならない。この場合において，学期をまたがって授業の行われる授業科目に係る授業料については，当該授業科目の授業が開始される学期の当初の月に納付しなければならない。

（現職教育のために派遣される者の検定料等）

第１１条　現職教育のため，任命権者の命により派遣される者については，検定料，入学料及び授業料を徴収しないものとする。ただし，単位の認定を受けようとする者については，授業料を徴収するものとする。

（実験，実習等の費用）

第１２条　実験，実習等に要する費用は，科目等履修生の負担とすることができる。

（学則等の準用）

第１３条　この規則に定めるもののほか科目等履修生に関し必要な事項は，学則及び鳴門教育大学学生規則（平成１６年規則第２７号）等の規定を準用する。

（実施細則）

第１４条　この規則の実施に関し必要な事項は，学長が別に定める。

附　則

この規則は，平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成１７年４月１日から施行する。